

前橋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について（議案第42号）

こども施設課

1 改正の理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（内閣府令）の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件を定める規定等において、「乳児等通園事業者の職員」とあるのを「乳児等通園事業所の職員」に改める。

3 施行期日

令和8年4月1日